



こんにちは  
**新社会党** 大和版  
です

神奈川県横浜市中区不老町2-11-5栄ビル3階 TEL 045-662-6363

週刊 **新社会**

2024年12月

発行所：新社会党 発行：岡崎ひろみ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三丘工業ビル3階  
TEL 03-6380-9960 Fax 03-6380-9963  
定価 00140-0-149727 1冊700円・送料168円 1部175円・送料42円

https://www.shinshakai.or.jp/ E-mail honbu@shinshakai.or.jp

**不当判決**

# 軍用機騒音が市民生活を妨害 爆音被害は継続している



11月20日 横浜地裁

判決では、「航空機の飛行差し止め」は認められず、「騒音は違法」と認め国に損害賠償を命じました。しかし、「抜本的な対策がとられないままだ」として賠償額を増額する一方、空母艦載機の岩国基地（山口県）への移駐により「騒音は軽減した」として、被害の範囲は大幅に削減されました。

## 被害地域の範囲縮小

11月20日の横浜地方裁判所で厚木基地（神奈川県綾瀬市、大和市）の騒音被害を巡る「第5次厚木基地爆音訴訟」の判決が言いわたされました。判決は、軍用機夜間飛行差し止めを認めない等、不当判決で容認できません。※二面に関連記事

## 岩国移駐後も自衛隊機や米軍機が日常的に運航

## 軍用機の騒音が突出

本訴訟では、田村明弘横浜国大名誉教授が最新の知見に基づき、日本における各種交通騒音について曝露量と

## 極めて不当な判決

住民反応を踏まえて移駐後の厚木基地の騒音を評価すれば、移駐前のW75以上の地域と同程度かそれ以上の広がりを持つ地域が法的規制の対象とされるべきことを証言されました。

判決は、騒音の評価は最新の知見に基づいた田村証言によることなく、約50年前に当時

住民反応との関係を明らかにしました。

これに基づき軍用航空機騒音は他の交通騒音と比較して住民のうるささ反応が突出して高いこと、民間航空機

の知見に基づいて策定された騒音評価手法を漫然と用い続ける被告国の主張を採用したもので、極めて不当な判断であり受け入れることはできません。

## 闘いは東京高裁へ

岩国基地移駐後も厚木基地では、自衛隊機やヘリコプターが日常的に運航し、米軍ジェット機もしばしば飛来します。

との比較においても両者の間には大きな乖離があり被告国が従前から用いている防衛施設庁方式では公平な評価をなしえていないとされています。



ジェット機の飛行回数そのものは減少しましたが、厚木基地に飛来する航空機騒音について原告らが訴えるうるささ、心身の不調や健康に対する不安、生活妨害の程度、精神的苦痛、航空機や部品の墜落事故に対する不安は引き続き存在し、被害は継続しています。

闘いは東京高等裁判所で続けられます。  
(大和市議員大波修二)

# 原発政策「可能な限り低減」から「最大限活用」へ大転換

## 原子力政策の転換

昨年、岸田内閣（当時）は、「エネルギー基本方針」を閣議決定し、原子力政策を大転換しました。原発依存度を「可能な限り低減する」としてきましたが、新しい原発政策は「エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い」原子力を「最大限活用する」としています。次世代革新炉の開発・建設に取り組み、まずは廃炉を決定した原発の敷地内での建て替えから進めていくことを明記しました。

## 進まない原発事故処理

福島第1原発事故の後処理は終わっていません。最長40年とされた廃炉作業は、約880トンある燃料デブリの取り出しができません、完



了の見通しすら立っていません。従来から原発推進については、「六ヶ所村の使用済核燃料再処理工場の完成が見込めない」「核燃料サイクル政策が破綻している」「高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場が決まっていない」などの批判が上がっており、問題は解決されていません。

## 地球温暖化対策を口実に

昨年12月の国連気候変動会議で、気温上昇を抑制する地球温暖化対策を口実に、

米国が「原発3倍化宣言」を提案し、日・韓・仏・カナダなど22カ国が賛同しました。これに便乗した転換は、原発産業への利益供与であり、その一部は自民党の政治資金・裏金となつています。

また、電力総連を支持母体とする国民民主党も原発には反対できません。能登半島地震でも志賀原発が大きな被害を受け、道路寸断や空港、港湾の被害で避難できない現実が露呈しました。原発全廃こそ命

## 6割の世帯が騒音損害賠償の区域外

判決を受けて、第五次厚木基地爆音訴訟原告団は臨時総会を開き、東京高裁への控訴を全会一致で決定しました。

原告団が7年越しで闘った第五次訴訟の判決は、飛行差し止めは却下され、損害賠償も艦載機の岩国移駐



と暮らし、人権を守る道なのです。

## 電力は再生可能エネで

環境省の調査でも日本の再生可能エネルギーは、その潜在量が現在の電力使用量の7倍にもなっています。大手電力会社は「電力が余る」といつて再エネ電力の受け入れを抑制しています。石炭火力と原発を維持するためなのです。

原告団は原告団にあります。軍用機のうるささと影響の大きさを更に訴え差止めも損害賠償も、地裁判決を乗り越えていきましょう。



週刊新社会を読みましよう 月4回700円 送料168円

賛同金のお願い 加入者名:新社会党神奈川県本部 郵便振替00280-5-16315 TEL・Fax045-662-6363